

## 熊本市健全な森づくり推進協議会運営要綱

制定 令和6年 3月19日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条に基づき、熊本市健全な森づくり推進協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 熊本市健全な森づくり推進計画の見直しに関すること。
- (2) その他熊本市健全な森づくり推進計画の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 森林組合等関係団体の代表者
- (3) 本市に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であって、公募の上選任されたもの
- (4) その他適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。会長は、委員の互選により選任する。副会長は、会長が指名する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、公開によらず会議を行うことができる。
  - (1) 熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）第7条各号に規定する不開示情報に該当する事項について審議する場合
  - (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき
- 5 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他の傍聴について必要な事項は、別に定める。

(関係者の出席)

第7条 議長は、協議会において必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、説明又は意見を聴く事ができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、都市建設局森の都推進部みどり政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月19日から施行する。